

令和7年度

東原地区交通対策住民参画業務委託に係る

プロポーザル実施要領

令和7年2月  
座間市都市部道路課

## 令和7年度 東原地区交通対策住民参画業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この実施要領は、令和7年度 東原地区交通対策住民参画業務委託を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務の概要

- (1) 件名 令和7年度 東原地区交通対策住民参画業務委託
- (2) 目的 東原地区の交通対策案作成に住民参画を導入する
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- (4) 業務内容 別紙「特記仕様書」のとおり

### 3. 予算限度額

17,840,000円（消費税含む。）

※ 当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続きを行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも追わないこととする。

### 4. 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 過去5年において、本業務委託と同様な住民参画業務を他自治体から受託した実績があること。
- (2) 令和6年度座間市入札参加者名簿に営業種目「催事関係業務委託」で登録されている者、または登録申請中であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (5) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (6) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力

団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。

(8) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

## 5. 説明会

- ・本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

## 6. 参加表明手続

### (1) 提出書類

ア プロポーザル方式参加表明書

イ 誓約書

ウ 会社概要書

エ 他自治体から受託した実績書類

オ プロポーザル方式参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記のうえ、110円切手を貼付のこと。

(2) 提出先 座間市都市部道路課 担当 今井、高橋

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

(3) 提出方法 座間市都市部道路課に持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期限 令和7年2月12日（水）午後5時15分まで

(5) 参加資格要件の確認結果

令和7年2月18日（火）にプロポーザル方式参加資格確認結果通知書を送付する。

## 7. 提案書の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

### (1) 提出書類

ア 提案書 9部

ただし、提案書はA4判とし、A3判（横）は2ページ、20ページ以内とする。

イ 見積り書 9部

### (2) 提案書作成上の留意点

ア 予算限度額は、全体で17,840,000円（消費税含む。）であるが、このうち令和7年度は10,330,000円（消費税含む。）以内、令和8年度は7,510,000円（消費税含む。）以内の予定としているので、見積書には、業務委託全体の見積金額と各年度の見積金額を記載すること。

イ 提案は、令和7年度から令和8年度までの全体住民参画計画を策定し、提案書には、会社概要、他自治体で取得している入札参加資格状況、本業務委託と同様な業務委託の受託状況を記載すること。

(3) 提出先 座間市都市部道路課

(4) 提出方法 座間市都市部道路課に持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便または簡易書留郵便で提出すること。

(5) 提出期間 令和7年2月19日（水）午前8時30分から令和7年3月7日（金）午後5時15分まで（市役所の閉庁日を除く。）

## 8. 提案書に関する質問と回答

提案書の作成にあたっての質問を持参、FAX又は電子メールにより受け付ける。持参以外の方法により行う場合は電話連絡をすること。

(1) 質問受付期間 令和7年2月19日（水）午前8時30分から令和7年2月21日（金）午後5時15分まで（市役所の閉庁日を除く。）

(2) FAX 046-255-3550

E-mail [dourol@city.zama.kanagawa.jp](mailto:dourol@city.zama.kanagawa.jp)

(3) 回答方法 市ホームページに随時掲載する。

(4) 連絡先 座間市都市部道路課道路整備係  
電話 046-252-8576（直通）

## 9. ヒアリング

- ・提案書の内容を評価するに当たり、次のとおりヒアリングを実施する。
- ・ヒアリングは、最大3社までとする。

- (1) 日時 令和7年3月26日(水) (午前・午後)
- (2) 場所 座間市役所 5階 第1会議室
- (3) 方式 プレゼンテーション
- (4) 時間 準備5分、説明15分、質疑回答10分(合計30分を予定)

## 10. 評価及び結果通知

### (1) 選定委員会

- ・当プロポーザルを評価するため、「座間市東原地区住民参画業務委託プロポーザル選定委員会」を設置する。

### (2) 評価方法

- ・当プロポーザルは、一次評価と二次評価を実施する。

### (3) 一次評価

- ・一次評価は、参加資格要件を道路課で確認、評価する。参加資格要件では、「過去5年において、本業務委託と同様な住民参画業務を他自治体から受託した実績があること」を最重要と捉えているので、参加表明において提出する「エ 他自治体から受託した実績書類」は、詳しいものが望ましい。多数の参加表明があった場合は、最大3社に絞ることとする。

評価項目	評価の視点	配点	評価の基準
参加資格要件	① 過去5年の他自治体における業務実績	〇〇点	①の配点 15点：大変優れている 10点：優れている
	② 入札参加資格は、取得済か、申請中か。	〇〇点	5点：普通 0点：評価対象外
	③ 誓約書は、提出しているか。	〇〇点	②、③の配点 5点：取得済、提出済 0点：申請中、未提出

### (4) 二次評価

- ・二次評価は、選定委員会が、提出された提案書等及びプレゼンテーションについて、「評価基準項目」に基づく評価を行うと共に、提案に対する市側の取り組み体制等を含めて総合的に評価し、高得点者を受託候補者として特定する。

ただし、評価の結果、提案者全ての提案内容が要求水準に満たない場合は、受託候補者の特定は行わない。なお、採点の方法や内容についての問い合わせには一切応じない。

○「評価基準項目」

評価項目	項番	項目名		主な判断基準
企業実績等評価	1	企業の実績等	業務執行能力	過去に神奈川県内の他の自治体、神奈川県外の自治体において、住民参画業務の実績があるか。(様式3)
			地域精通度、実情把握	本業務の背景等、本市の実情を踏まえて業務に取り組んでいるか。
技術者実績等評価	2	配置技術者の実績等	主担当者の経験及び実績	本業務に関する主担当の技術、経験、実績はどうか。(様式4)
提案書評価	3	全体業務の実施方針		本業務内容を十分に理解して、基本方針を明確にしているか。
	4	全体業務工程表		工程及び工程内容が本業務内容を理解した上で適切に作成されているか。
	5	全体業務実施項目		本業務目的を達成するために、必要な実施項目が組み込まれているか。
	6	実施項目内容		住民参画に有効な内容となっているか。
	7	住民対応度		参加した住民が無理なく対応できるか。
	8	令和7年度分実施工程表		令和7年度内に完了する工程となっているか。
	9	令和7年度分実施項目		令和7年度内で完了する実施項目ととなっているか。
目的達成度評価	10	業務委託目的の達成確認		提案内容は、業務を委託する目的を満足するものになっているか。
取組方針評価	14	プレゼンテーション内容		本業務に対する理解度や熱意、コミュニケーション力はどうか。
価格評価	15	導入・運用・保守経費		見積金額の妥当性はどうか。

※「評価基準点」

各項番共通：15点：大変優れている、10点：優れている、5点：普通、0点：評価対象外

(5) 結果通知

結果の通知については、プロポーザル参加者にプロポーザル方式提案書等評価結果通知書により通知する。

11. 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 「4. 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

## 12. その他

- (1) プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案書は1者1提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (5) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。

## 13. スケジュール

募集告知開始	令和7年2月5日(水)から
参加表明手続締切	令和7年2月12日(水)午後5時15分まで
プロポーザル方式参加資格確認 結果通知書発送	令和7年2月18日(火)
提案書提出締切	令和7年3月7日(金)午後5時15分まで
質問締切	令和7年2月21日(金)午後5時15分まで
質問回答	令和7年2月28日(金)までに
一次評価通知、二次評価通知	令和7年3月14日(金)
二次評価プレゼンテーション	令和7年3月26日(水) <del>午前</del> ・午後
二次評価結果通知発送、公表	令和7年4月1日(火)
契約事務手続	令和7年4月上旬予定

## 14. 問合せ先

座間市都市部道路課道路整備係 担当：今井、高橋

電話 046-252-8576 (直通)

FAX 046-255-3550

E-mail [douro1@city.zama.kanagawa.jp](mailto:douro1@city.zama.kanagawa.jp)